

**国際ロータリー第2820地区**  
**2019-20 年度地区補助金 振込先指定書**  
国際ロータリー第 2820 地区 ロータリー財団委員会

地区ロータリー財団委員長 殿

クラブ名： \_\_\_\_\_ ロータリークラブ      プロジェクト番号：※記入しないでください \_\_\_\_\_

記入日：2019年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

地区補助金プロジェクト 専用口座	
金融機関名	
支店名	
種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

※地区補助金振込先は現在クラブが開設している銀行口座が利用できます。  
口座名が変更のない場合でも毎年必ず地区補助金申請書と一緒に提出してください。

【参考】「地区補助金 クラブの参加資格認定覚書（MOU）にて規定されている関連項目

3. 財務管理

- A. クラブは、クラブのロータリー財団委員長名義のプロジェクト専用銀行口座を維持しなければならない。なお、この口座は地区補助金の入出金専用を利用するものとする。
- この口座は、低金利、または無金利の口座とすべきであり、金利が生じた場合には、これを文書に記録した上で、認められている承認済みの補助金活動に使用するか、さもなければロータリー財団または地区ロータリー財団委員会に返金しなければならない。
  - 補助金資金は、投資信託、定期預金、債券、株など（ただしこれに限らない）の投資用の口座に入金してはならない。
  - 資金の引き出しには、事前にクラブのロータリー財団委員長およびクラブ幹事の2名の署名を必要とする。
- B. 銀行口座名に係わる役員が交代した場合は、速やかに銀行口座名を変更すること。